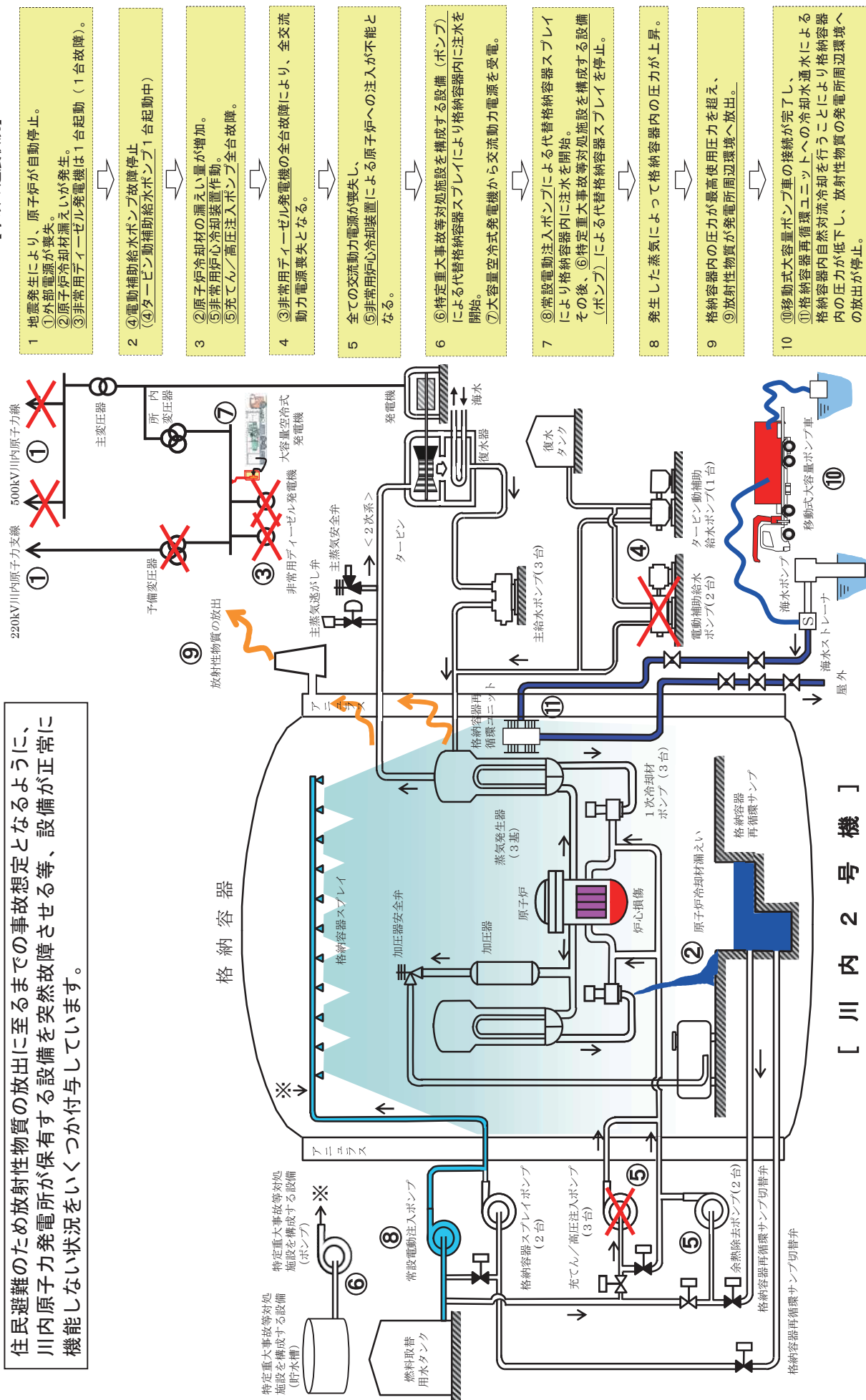


令和3年度 鹿児島県原子力防災訓練想定事故（概要）

住民避難のため放射性物質の放出に至るまでの事故想定となるように、川内原子力発電所が保有する設備を突然故障させる等、設備が正常に機能しない状況をいくつか付与しています。

【事故の進展状況】



[川 内 2 号 機]

訓練

報道発表資料
令和4年2月11日07時55分
気 象 庁

令和4年2月11日07時00分頃の薩摩半島西方沖の地震について

地震の概要と津波警報等の発表状況

検 知 時 刻：2月11日07時00分

(最初に地震を検知した時刻)

発 生 時 刻：2月11日07時00分

(地震が発生した時刻)

マグニチュード：7.2(暫定値：速報値と同じ)

場所および深さ：薩摩半島西方沖、深さ約10km(暫定値)

発 震 機 構 等：ほぼ南北方向に張力軸を持つ正断層型(速報)

震 度：【最大震度7】いちき串木野市で震度7を観測したほか、中部地方から沖縄地方にかけて震度6強～1を観測しました。

津 波 警 報：有明・八代海、鹿児島県西部(11日07時03分発表、07時50分解除)

津 波 注 意 報：長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島(11日07時03分発表、07時50分解除)

○ 防災上の留意点

津波警報および津波注意報はすべて解除しました。

揺れの強かった地域では、家屋の倒壊や土砂災害などの危険性が高まっているおそれがありますので、今後の地震活動や降雨の状況に十分注意し、やむを得ない事情が無い限り危険な場所に立ち入らないなど身の安全を図るよう心がけてください。

過去の事例では、大地震発生後に同程度の地震が発生した割合は1～2割あることから、揺れの強かった地域では、地震発生から1週間程度、最大震度6強程度の地震に注意してください。特に地震発生から2～3日程度は、規模の大きな地震が発生することが多くあります。

○ 津波の観測状況

11日07時50分現在、鹿児島県西部で津波を観測しました。

- ・阿久根(第1波到達時刻：07時25分に押し波、最大波：07時32分に0.8m)
- ・枕崎(第1波到達時刻：07時30分に押し波、最大波：07時37分に0.3m)

○ 地震活動の状況

11日07時50分現在、震度1以上を観測した地震が15回発生しています。

(震度7：1回、震度4：2回、震度3：2回、震度2：3回、震度1：7回)。

○ 緊急地震速報の発表

この地震に対し、地震検知から5.0秒後の07時00分18.0秒に緊急地震速報(警報)を発表しました。

本件に関する問い合わせ先：地震火山部地震津波監視課 03-XXXX-XXXX

訓練

R3 原子力総合防災訓練

地震津波 ③－1

※※※★ これは訓練です ★※※※

地震情報（震源・震度に関する情報）

令和4年2月11日07時05分 気象庁発表

きょう11日07時00分ころ地震がありました。

震源地は、薩摩半島西方沖（北緯31.7度、東経130.2度）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は7.2と推定されます。

〔震度3以上が観測された地域〕

震度7 鹿児島県薩摩

震度6弱 鹿児島県甕島

震度5強 鹿児島県大隅

震度5弱 熊本県熊本 熊本県球磨 熊本県天草・芦北 宮崎県北部平野部
宮崎県南部平野部 宮崎県南部山沿い

震度4 福岡県福岡 福岡県北九州 福岡県筑豊 福岡県筑後
佐賀県北部 佐賀県南部 長崎県北部 長崎県南西部
長崎県島原半島 長崎県五島 熊本県阿蘇 大分県北部
大分県中部 大分県南部 大分県西部 宮崎県北部山沿い
鹿児島県十島村 鹿児島県種子島 鹿児島県屋久島

震度3 山口県北部 山口県西部 山口県東部 山口県中部
長崎県対馬 長崎県壱岐 鹿児島県奄美北部

〔震度5弱以上が観測された市町村〕

震度7 いちき串木野市

震度6強 鹿児島市 薩摩川内市 日置市

震度6弱 姶良市 南さつま市 薩摩川内市甕島

震度5強 枕崎市 阿久根市 さつま町 霧島市 湧水町 南九州市 伊佐市
鹿屋市 垂水市 東串良町 錦江町 南大隅町 曾於市 志布志市

震度5弱 八代市 氷川町 人吉市 錦町 あさぎり町 相良村 山江村
水俣市 芦北町 津奈木町 苓北町 天草市 西都市 新富町
宮崎市 日南市 串間市 綾町 都城市 小林市 えびの市
三股町 高原町 出水市 指宿市 長島町 大崎町 肝付町

津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）を発表中です。
この地震について、緊急地震速報を発表しています。

※※※★ これは訓練です ★※※※

注：この訓練のために作成した情報文です。震源の場所と地震の規模は、鹿児島県の想定「県西部直下」地震に基づいています。震度は、鹿児島県の想定とは異なる部分があります。
鹿児島県から遠い領域については、情報文量の関係で省略しています。

訓 練

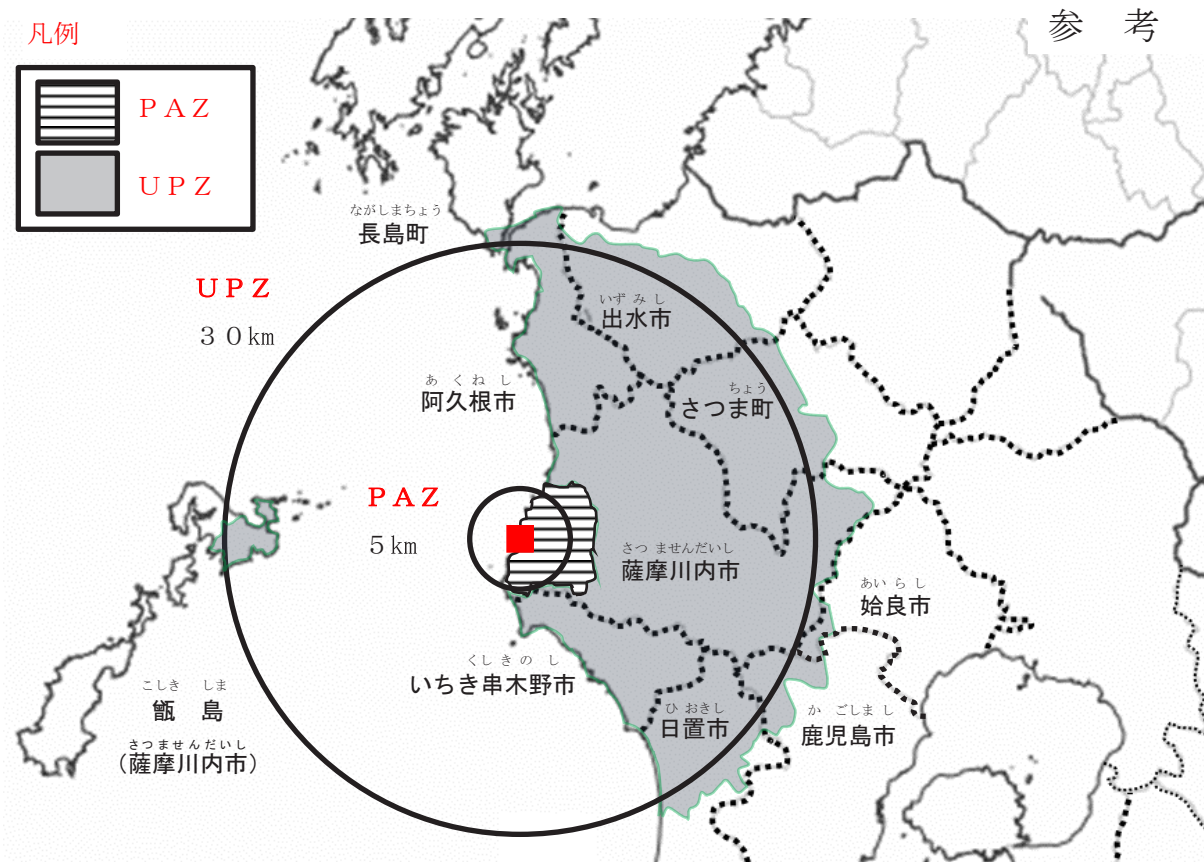
要 請

令和4年2月11日 7時5分

鹿児島県知事	殿
薩摩川内市長	殿
いちき串木野市長	殿
阿久根市長	殿
鹿児島市長	殿
出水市長	殿
日置市長	殿
始良市長	殿
さつま町長	殿
長島町長	殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

2月11日7時00分に発生した薩摩半島西方沖を震源とする地震は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。



区分	県名	市町名
PAZ	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部 (①)
UPZ	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部 (①を除く)
		くしきのし いちき串木野市の全域
		あくねし 阿久根市の全域
		かごしまし 鹿児島市の一部
		いずみし 出水市の一部
		ひおきし 日置市の一部
		あいらし 始良市の一部
		さつまちょう ちよう さつま町の一部
		ながしまちょう 長島町の一部

訓 練

要 請

令和4年2月11日 7時30分

鹿児島県知事	殿
薩摩川内市長	殿
いちき串木野市長	殿
阿久根市長	殿
鹿児島市長	殿
出水市長	殿
日置市長	殿
姶良市長	殿
さつま町長	殿
長島町長	殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

九州電力株式会社川内原子力発電所第2号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のP A Zの施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を始めること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を始めること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のP A Zの施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・鹿児島県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策の準備を始めること。

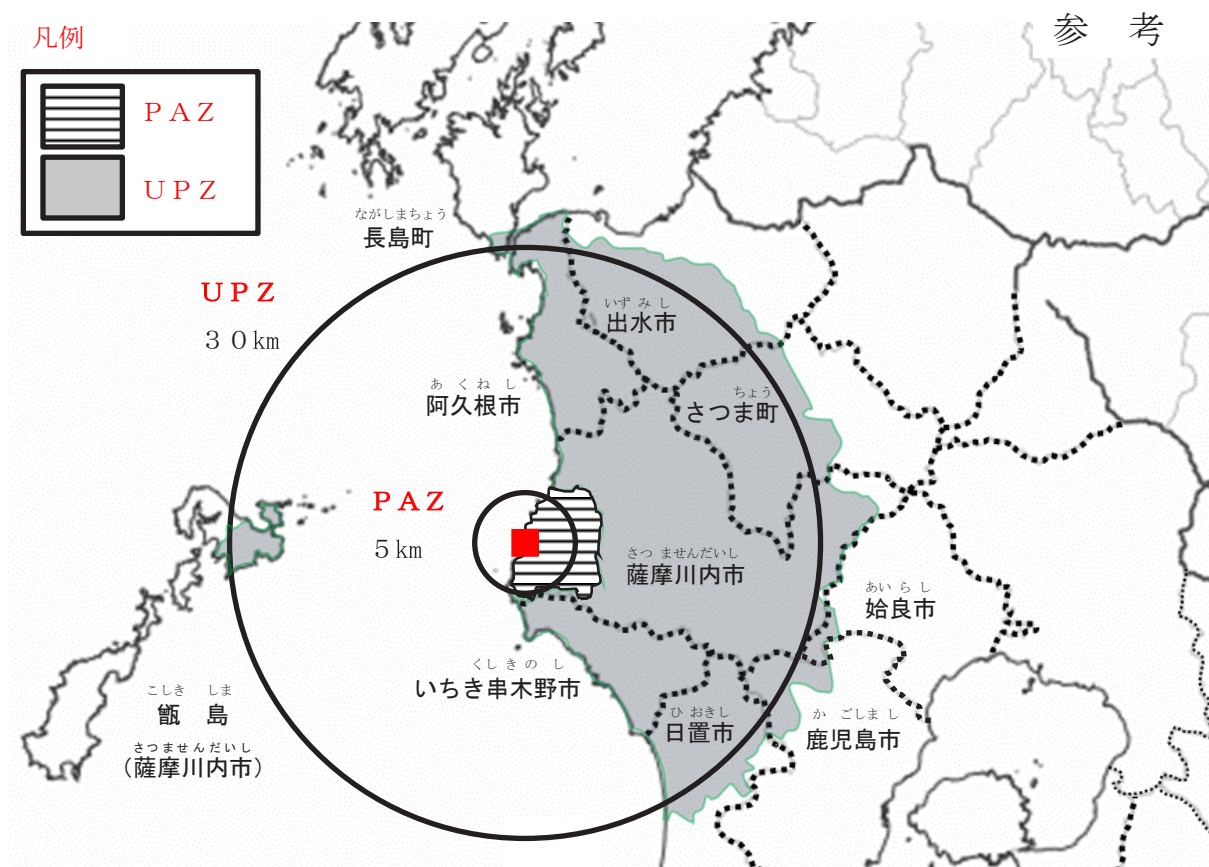
(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者



区分	県名	市町名
PAZ	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部 (①)
UPZ	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部 (①を除く)
		いちきくしきのし いちき串木野市の全域
		あくねし 阿久根市の全域
		かごしまし 鹿児島市の一部
		いずみし 出水市の一部
		ひおきし 日置市の一部
		あいらし 始良市の一部
		さつま ちよう さつま町のちようの一部
		ながしまちょう 長島町のちようの一部

訓 練

要 請

令和4年2月11日 8時40分

鹿児島県知事	殿
薩摩川内市長	殿
いちき串木野市長	殿
阿久根市長	殿
鹿児島市長	殿
出水市長	殿
日置市長	殿
姶良市長	殿
さつま町長	殿
長島町長	殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

九州電力株式会社から川内原子力発電所2号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの施設敷地緊急事態要避難者（注）は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。

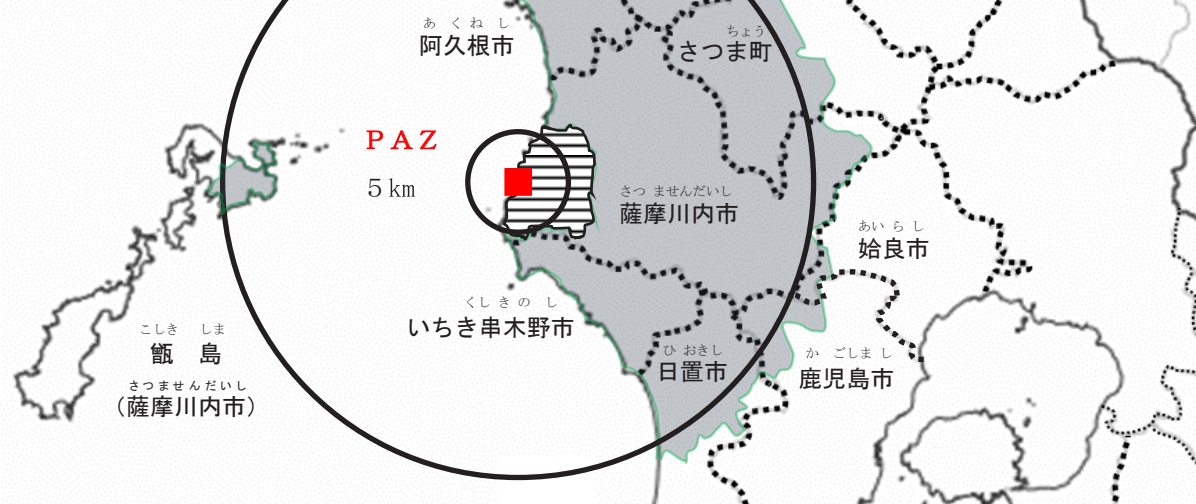
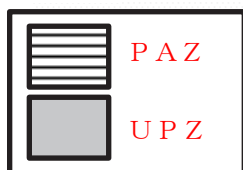
- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のP A Zの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）は、避難準備を始めること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のP A Zの住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のU P Zの住民は、屋内退避の準備を始めること。当該地域の一時滞在者であって自家用車で帰宅できる者は避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のP A Z及びU P Zの住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

（注） 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

参 考



区分	県名	市町名
P A Z	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部（①）
U P Z	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部（①を除く）
		いちきくしきのし いちき串木野市の全域
		あくねし 阿久根市の全域
		かごしまし 鹿児島市の一部
		いずみし 出水市の一部
		ひおきし 日置市の一部
		あいらし 始良市の一部
		さつま ちょう さつま町の 一部
		ながしまちょう 長島町の 一部

令和4年九州電力株式会社川内原子力発電所事故に係る原子力緊急事態宣言

令和4年2月11日10時10分

令和4年2月11日10時00分、川内原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象（原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能）が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力規制委員会は原子力緊急事態が発生したと認めた。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

現在、川内原子力発電所の敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

川内原子力発電所において、複数の対策を実施しており、炉心の損傷や格納容器の破損という事態に至らぬよう努めていく。

仮にこうした対策が全て有効に機能せず、ベント操作により少量の放射性希ガスを放出する事態に至る場合があるとしても、1日程度の時間的余裕が見込まれる。

こうした状況下で、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、川内原子力発電所から概ね5km圏内（PAZ）の住民等は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、原則、安定ヨウ素剤を服用し、慌てることなく落ち着いて、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間、屋内退避を継続すること。

また、避難等を行う上記の地域を除く、川内原子力発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等は、屋内退避すること。今後、状況を見て、屋内退避の解除や、必要な場合には、しっかりと準備を整えた上で、避難指示を行うので、それまでの間、落ち着いて屋内退避を続けること。

ただし、地震等の影響により自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、地震等の影響がない安全な近隣の指定避難所等での屋内退避等を実施すること。

なお、避難や屋内退避を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を鹿児島県薩摩川内市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移や放射線モニタリングの結果の迅速な情報提供を行い、状況に応じ、更なる指示を発していく。

このため、避難や屋内退避の対象となる地域の皆様、国民の皆様は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動していただきたい。

訓 練

指 示

令和4年2月11日10時10分

鹿児島県知事	殿
薩摩川内市長	殿
いちき串木野市長	殿
阿久根市長	殿
鹿児島市長	殿
出水市長	殿
日置市長	殿
姶良市長	殿
さつま町長	殿
長島町長	殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

九州電力株式会社川内原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。

特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日 一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg） 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg） 2包 又は ゼリー剤（32.5mg） 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤（50mg）1丸※
13歳以上	76	100	丸剤（50mg）2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

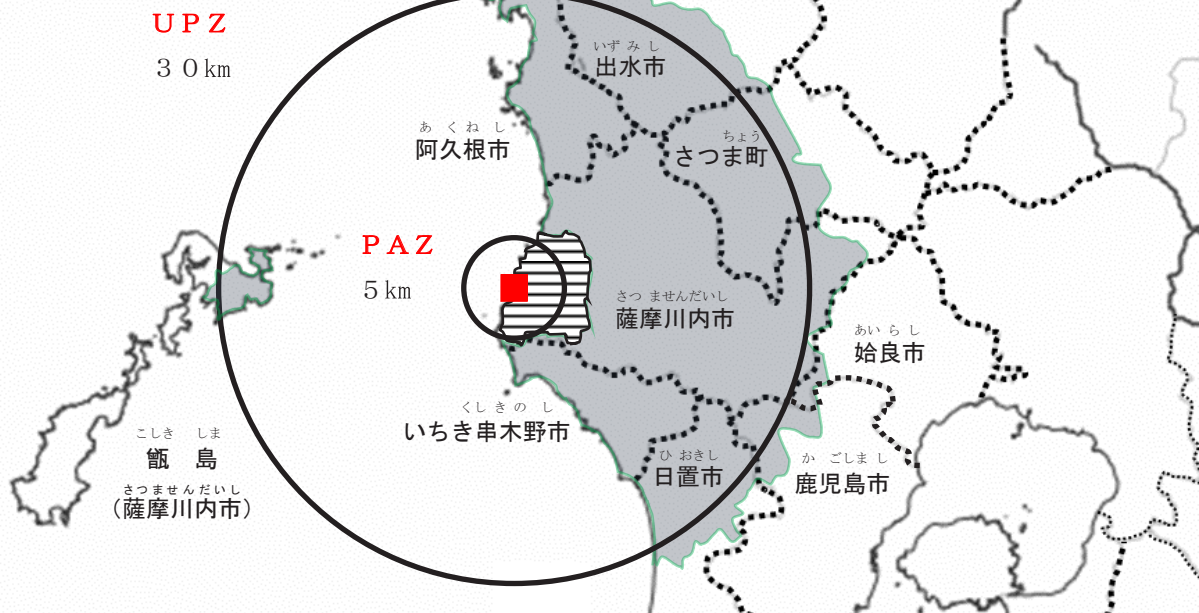
4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

凡例

参 考



区分	県名	市町名
P A Z	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部 (①)
U P Z	かごしまけん 鹿児島県	さつませんだいし 薩摩川内市の一部 (①を除く)
		いちきくしきのし いちき串木野市の全域
		あくねし 阿久根市の全域
		かごしまし 鹿児島市の一部
		いずみし 出水市の一部
		ひおきし 日置市の一部
		あいらし 始良市の一部
		さつまちよう さつま町の一部
		ながしまちよう 長島町の一部

公 示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	鹿児島県 薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 令和4年2月11日 10時00分
	発生場所 九州電力株式会社川内原子力発電所2号機
	発生場所の天候状況 曇
	放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし モニタリングポストの値：異常なし
	被害状況： 令和4年2月11日 8時40分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（10条事象） 令和4年2月11日10時00分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（15条事象） その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	- 九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。 - 九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。 - 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。 - 九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。 - 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

令和4年2月11日10時10分

訓 練

指 示

令和4年2月12日 11時40分

鹿児島県知事 殿

薩摩川内市長 殿

姶良市長 殿

原子力災害対策本部長 岸田 文雄

九州電力株式会社川内原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZのうち、鹿児島県薩摩川内市樋脇地区さつませんだい ひわき及び平佐東地区ひらさひがし、姶良市松生地区あいら まつばえの住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZのうち、鹿児島県薩摩川内市樋脇地区さつませんだい ひわき及び平佐東地区ひらさひがし、姶良市松生地区あいら まつばえの地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転の対象となる鹿児島県薩摩川内市さつませんだい及び姶良市あいらの住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

【鹿児島県】

区分	市町名	地区名
U P Z	さつませんだい 薩摩川内市	ひわき 樋脇地区、 ひらさひがし 平佐東地区
	あいら 始良市	まつばえ 松生地区

公 示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	鹿児島県薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 令和4年2月11日 10時00分
	発生場所 九州電力株式会社川内原子力発電所2号機
	発生場所の天候状況 曇
	放射線等の状況 排 気 筒 モ ニ タ の 値 : 異常なし モ ニ タ リ ン グ ポ ス ト の 値 : 異常なし
	被害状況 : 令和4年2月11日 8時40分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(10条事象) 令和4年2月11日10時00分 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能(15条事象)
	その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	- 九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。 - 九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。 - 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。 - 九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZのうち、鹿児島県薩摩川内市樋脇地区及び平佐東地区、姶良市松生地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。 - 九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZのうち、鹿児島県薩摩川内市樋脇地区及び平佐東地区、姶良市松生地区の地域生産物の摂取を控えること。

訓練

	・九州電力株式会社川内原子力発電所のP A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。
--	--

令和4年2月12日 11時40分